第67表 迷惑防止条例違反の送致状況

	違	反	態	様			平 成	平成 27年		26 年	前 年 比		
	廷	汉	忠				件 数	人員	件 数	人員	件数	人員	
総						数	2,541	2,482	2,561	2,518	△20	△36	
ダ	フ・	ヤ行	為	(第	2	条)	13	12	13	12	_	_	
シ	ョバ	ヤ行	為	(第	3	条)	_	_	-	-	_	_	
景	品	買 行	為	(第	4	条)	_	_	-	_	_	_	
		卑わい	行為	(第	1	項)	1, 925	1,862	1, 940	1,891	△15	△29	
粗 暴 行 (第 5 <i>9</i>		j	5ち)	盗		撮	(684)	(667)	(617)	(603)	(67)	(64)	
		、そ の	他	(第2・	3 •	4項)	1	2	-	-	1	2	
つき	きまと	い行為	為 等	(第5	条	Ø 2)	10	8	8	9	2	$\triangle 1$	
押	売	行	為	(第	6	条)	2	2	-	-	2	2	
不言	当な客	引行為	為 等	(第	7	条)	589	595	599	605	△10	△10	
ピン	/ クビラ	配布行	為等	(第7	条	の 2)	1	1	-	-	1	1	
そ		0,)			他	_	_	1	1	$\triangle 1$	$\triangle 1$	

注 盗撮は卑わい行為の内数である。

数值:生活安全特別捜査隊

第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

(単位 件)

	区	分		平成 27年	平成 26 年	前 年 比
ス	トーカー	行 為 等 に	係る相談	1, 957	2, 204	△247
警	告 書	の交	付(第4条)	416	492	△76
禁	止	命	令(第5条)	5	5	-
仮	\mathcal{O}	命	令(第6条)	-	-	_
援	助の	実	施(第7条)	446	r 555	△109
送厂	ストーカー	一 行 為 違	反(第13条)	129	104	25
致	禁 止 命	令 違	反(第14条)	2	2	_

注 ストーカー規制法とは「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

数值:生活安全総務課

第69表 DV防止法違反等の措置状況

(単位 件)

	Þ	ζ		分	平成 27	年	平成 26 年	丰	前	年	比
配偶	者の	暴	力 行 為	に係る相談	4, 971		4, 107				864
接近	禁 止	•	退去命	令(第10条)	18	(15)	25	(24)			$\triangle 7$
接	近		禁	止 (第10条1項1号)	69	(68)	77	(72)			$\triangle 8$
退	去		命	令 (第10条1項2号)	-		1				$\triangle 1$
援	助	\mathcal{O}	実	施(第8条の2)	2,620		2,508				112
送 致 { 保	護	命	令 違	反(第29条)	3		2				1

注 () 内は、「電話等を禁止する命令等」と併せて発令された件数を内数として表示したもの。

数值:生活安全総務課